

下呂商工会だより



令和7年1月吉日（睦月）

<https://www.gifushoko.or.jp/gero/>

発行：下呂商工会

TEL：0576-25-5522

E：gerosho@ccn.aitai.ne.jp
下呂市森 801-10

謹んで新春のお慶びを申し上げます

本年も商工会活動に対しまして、一層のご支援
ご協力を賜りますようお願い申し上げます



昨年は、3年に及ぶコロナ禍を経て経済活動は正常化しつつある一方で、歴史的な円安や物価・資源価格の高止まり、深刻化する働き手の不足、更には最低賃金の引き上げなど、地域の中小企業・小規模事業者を取り巻く経営環境は依然と厳しい状況が続いた年と言えます。

このように地域の商工業者を取り巻く環境は依然厳しいものの、商工会会員の皆さまにとって、本年が希望に溢れる良い一年となることを願うばかりです。

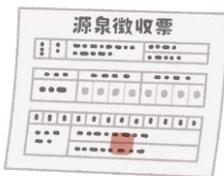
様々な不安を抱える状況の中、地域の商工業者を支えていく経済団体として、「最も身近な経営相談所」となるよう経営支援のニーズの掘り起しを図り、地域商工業者の皆さまの持続的発展を目指し、新たな気持ちでその責務を果たすよう一層の努力をしてまいりますのでよろしくお願いいたします。



令和6年分の年末調整

【年末調整】・・・今一度確認！

年末調整を一言でいうと、従業員や専従者の最終的な年税額を年末に計算し、精算する手続きのことです。通常、従業員や専従者が納付する所得税は、毎月の給与や賞与などを支給するたびに、そこから源泉徴収しています。ただし、「扶養する家族に異動があった」場合や、「生命保険料や地震保険料などの所得控除がある」等の理由により毎月の給与控除額の合計と本来の年税額が一致しないケースが多くあります。そこで1月から12月までの1年分の収入が確定した時点で正確な所得税額を計算し、過不足を精算するため年末調整を行うこととなります。



この年末調整は、源泉徴収義務者である事業所に実施が義務付けられており、年末調整を実施した後は、税務署や従業員が居住する市区町村にその内容を報告することが必要です。尚、令和6年については、所得税の「定額減税」が実施されています。今年の6月1日以後に支払う給与等において行われている「月次減税」と年末調整において行う「年調減税」があります。今一度ご確認ください、お間違いのない事務手続きをお願いします。

また、商工会では例年通り、年末調整の事務についての支援をさせていただきます。来会される方は、各種控除証明書等お忘れ物のないようお越しく下さい。期限が近くなりますと、大変混雑しますので、お早めに来会されますことをお勧めします。

※源泉所得税納付期限 令和7年1月10日（金）

但し、納期特例届出事業者は1月20日（月）となります。

☆年末調整事務に準備していただくもの☆

①納付書・法定調書合計表・源泉徴収票・7月に納付した源泉税の領収書

（注）納付書は、税務署から送付されたもの（整理番号・お名前等がすでに印字されている納付書）しか使用できません。納付書が無い方は、税務署に再作成を依頼してください。また、税務署・市役所から送られてきている書類を袋ごとご持参ください。

②各種証明書

生命保険・個人年金・介護保険料・地震保険・建更等証明書

③給与所得者の保険料控除申告書

④給与所得者の扶養控除等（異動）申告書

⑤給与所得者の配偶者控除等申告書

⑥所得税源泉徴収簿

⑦マイナンバーが確認できるもの



給与支払報告書の提出について（下呂市税務課提出）

年末調整事務において、毎年、下呂市税務課に給与支払報告書を提出していただいておりますが、今一度下記の事項について確認し期日までに必ず提出してください。

①提出の対象となる方（少額でも提出が必要です）

令和6年中（1月1日～12月31日）に給与等の支払いを受けたすべての従業員等。

②提出期限

令和7年1月16日（木） 源泉税納付期限とは異なります。

③提出物

・給与支払報告書（総括表）

事業所全体の個人別明細書をまとめる表紙

・給与支払報告書（個人別明細書）

給与の支払いを受ける者1人につき1枚提出

・仕切紙

対象者の徴収方法（特別徴収／普通徴収）判別の仕切り

※事業所等に勤務されている方の個人住民税は、所得税と同様に、原則として事業主の皆さまに徴収をしていただいたうえで、課税した市町村に納入していただくことが必要です（特別徴収）。



確定申告の準備はお済ですか？ 決算・所得税、消費税確定申告

商工会では、個人事業主の決算・確定申告全般にわたり、一連の支援業務を行います。昨年まで、商工会で支援を実施させていただいた事業所の方には、後日、申告指導支援の案内を郵送させていただきますが、持参いただく書類等をよく確認していただき、お早めに来会いただきますようお願いいたします。尚、商工会規程により、事務手数料をお願いしますのでご了承ください。

また、商工会の記帳機械化を利用している皆さまにおいては、「収支日計帳」を早めに提出いただきますようご協力をお願いします。早め早めの対応がトラブルを防ぎます。



【個人事業者確定申告法定納期限】

所得税及び復興特別所得税確定申告	令和7年3月17日（月）
消費税及び地方消費税確定申告	令和7年3月31日（月）

☆ご注意ください！ 補助金等と確定申告☆

補助金は、地方自治体や国から支給されるものです。令和2年度以降の新型コロナウイルス感染症に係る補助金や、国・県の小規模事業者持続化補助金・ものづくり補助金、下呂市の広告宣伝等支援事業など販路拡大等を目的とした補助金等、令和6年も数多くのものがありました。

こういった補助金等については所得税の対象となり、決算書上では「雑収入」に計上してください。確定申告の際には忘れないようにお願いします。

年内に金額が確定しているものの入金がない場合は、「未収入金」に計上してください。ご質問等がありましたら、高山税務署・商工会へご連絡ください。

記帳機械化支援について

記帳機械化は「帳簿の付け方がわからない」「仕訳に自信がない」「経費区分がわからない」など、様々な経理に関するお困りごとを解決し、商工会が事業者の皆様の記帳についてお手伝いするものです。記帳機械化をご利用いただくことにより、正確な記帳へと結びつき、決算書における貸借対照表の作成等にもとづき青色申告特別控除（55万円、電子帳簿保存を行っている場合は65万円）が受けられます。

また、各科目の集計をする手間が省け、経理事務をスピーディに行うことができ、事業の状況把握にもつながります。

この機会にぜひ、記帳機械化システムの利用をご検討いただけたらと思います。詳細は、商工会へお問合せください。（下呂商工会 TEL:0576-25-5522）



新年度に向けての対応は！ マル経融資・教育ローン

「マル経融資」とは、国が100%出資している金融機関である日本政策金融公庫から受けられる公的な融資制度です。マル経融資の特徴は、融資の窓口は商工会で、融資元は日本政策金融公庫と役割が分かれている点です。小規模事業者（個人事業主や中小企業）は、商工会を通じて融資を受けられるよう日本政策金融公庫へ推薦してもらい、審査に通ると日本政策金融公庫から融資が受けられることとなります。無担保・無保証人・低利で利用できる融資制度です。

【資金使途】 運転資金、設備資金

【融資限度額】 2,000万円

【返済期間】 運転資金：7年以内（据置期間1年）
設備資金：10年以内（据置期間2年）

【利率】 年1.65（令和6年12月2日現在）

※下呂市による利子補給制度もあります。（償還開始日から12ヵ月間、利子額の全額を補助）

すでに「マル経融資」の利用がある事業所は、前貸決済の借替えも検討できます。また初めて利用を希望される事業所も、お気軽にご相談ください。まずはお電話を！

◆お子さまの教育資金◆

お子様の進学に向けて！

日本政策金融公庫の「国の教育ローン」がサポートします。大学・短大・専門学校・高校等への入学時・在学中にかかる教育費用を対象とした公的な融資制度です。余裕を持って資金をご準備いただけるよう、必要時期の2~3ヵ月前のお申込みをおすすめします。



ご融資額	お子さま1人あたり350万円以内
利率	年2.35%（安心の固定金利）※R6.11月現在
返済期間	18年以内
お使用道	入学金・授業料・受験費用・家賃等

《教育ローンコールセンター 0570-008656》

下呂商工会 会費値上げのお願い
令和7年度からの会費を見直しさせていただきます。

下呂商工会では長年会費の改変を行わず運営を行ってききましたが、事務所及び研修室の管理費高騰による費用の増加、安定した支援のための職員雇用、労働保険並びに各種共済受託料の減少などによる収入減により、会費の見直しをさせていただくものです。

また、下呂市内商工会の平均会費と近隣商工会の会費の負担状況を比較しても下呂商工会の会費は低く、値上げが必要ではないかと思われる状況になっております。

このような状況のもと先日の下呂商工会理事会において商工会費及び記帳機械化会費の値上げについて協議し承認されました。

会員の皆様におかれましては大変厳しい状況であることは十分理解しておりますが引き続き商工会から安定した支援を提供させていただくため、ご理解をお願い致します。

下呂商工会会費：均等割について一律3,000円/年を増額

記帳機械化月会費：一律1,000円/月を増額

※令和7年5月開催予定の総代会で最終決定されます。



全国商工会連合会・あいおいニッセイ同和損保 共催

【労務リスク対策セミナー】 WEBセミナー（Zoom）

「労務トラブル発生時の対応について」

・パワハラ編 ・セクハラ編 ・カスハラ編

・不当解雇・懲戒解雇編

☆開催日時：2月6日（木）15:00~17:00

☆申込締切：2月5日（水）17:00まで（WEB申込み）

☆講演講師：杜若経営法律事務所 弁護士 岸田 鑑彦 氏

※申込等については、下呂商工会にお電話ください。

事業の親族への承継・第三者への承継は
地元の商工会へ
まずはご相談ください
「引き受けたい」というご相談もどうぞ